

委員会の審査から

市議会には、4つの常任委員会が設置されており、本会議で付託された議案・請願等、各所管事項について詳細にわたり審査を行いました。その中から、各委員会の主な審査状況をお知らせします。

文教社会

9月8日に議案1件、10日に議案7件の審査を行いました。

町田市子ども・子育て会議 議条例の一部改正

委員 子ども・子育て会議の委員の人数をふやすということは、それだけふやしてほしいという声があったからという理解でよいのか。運営について、もっと保護者の代表やいろいろな分野を代表するメンバーが必要ではないかと思っていたが、そのようなことを配慮しての増員と考えてよいのか。

子ども総務課担当課長 今回、町田市での子ども・子育ての施策を全般的に、総合的に考慮するために、医師会のメンバーなどを含めた形で設定しています。今後の子ども施策の展開によっては、また委員の追加等はあるかもしれません。

委員 公募の保護者に「市内に住所を有するもの」という要件をあえてつけ加えた理由を教えてください。

子ども総務課担当課長 市内在住の方のほうに、子育て支援等についての意見を出していただくにはふさわしいだろうということから、市内在住という表現を入れました。

委員 来年度8校で委託するということは、今まで1校に2人配置していたので、16人分の委託料ということになると思う。そうすると、単純計算では働く人たちの賃金は、今まで町田市の職員として仕事をしていた人たちの給料に比べて半分以上になる。この数字から見ると、人件費削減というところも大きいのではないかと思うが、そういうことも考慮に入れての委託なのか。

学校施設管理センター担当課長 委託も費用面では削減ということになるが、仕様書や体制をしっかり整えることによって、金額面での効果も含めつつ、質を落とすことのない形で委託を導入します。

建設

9月10日に議案8件の審査を行いました。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

委員 老人ホーム等の容积率に関すると言われたが、この「等」にはどのようなものが含まれるのか。また、容積率が緩和されることによって、どれぐらいまで認められるか。

都市づくり部次長 「等」については、国から指針が示されていて、例えば障害者総合支援法に基づく社会福祉施設、あるいは児童福祉法に基づく児童養護施設等が挙げられています。容積率の緩和の程度は、老人ホーム等の面積の3分の1を限度に地下部分を緩和するものです。

委員 周辺地区との整合、調和を図ることだが、どういう制限がかけられていく流れになります。

委員 提出後、プロポーザル評価委員会にて評価をし、決定は11月の中旬です。

委員 プロポーザルの条件、委託の期間は、障がい福祉課長 プロポーザルの内容ですが、持続可能な支援センターの運営方法はどうか、すぐれた業務従事者を確保し、さらに育成するための方策を法人でどう考えるか、個人情報取り扱いについて法人でどう考えるかというような内容も含めてどういう方針で行うのかというシートをつくっていただく予定です。単年度契約です。3月末までやりますが、最初の契約で単年度を積み重ねて、5年プラスこの3カ月で考えています。その先は、プロポーザル、評価委員会をもう一回立ち上げて、選定していただくことといたしました。

委員 野津田公園への連絡バスは、1台とは言わず、もう少し台数を出せないか。

交通事業推進課長 利用者があふんできた、大きな大会がある場合には、やはりもう少しバスの数も必要となります。バス事業者と協議をしながら、検討していきます。

総務

9月8日に議案2件、9日に議案4件の審査を行いました。

町田市まちだ未来づくり基金条例

委員 これまで目的を持った基金に積み立てがされているのに、あえてこの基金を設ける必要があるのか。

財政課長 今までも寄附した基金に積み立てがされているのに、あえてこの基金を設ける必要があるのか。

委員 今年度予算において、マイナスイノベーションによって、特に教育予算で具体的な影響が現場で表れているという議論が本会議でもあった。今回、剰余金が積まれることだが、例えば教育現場から要請のある問題について財政の方でも検討していく余地はなかったのか。

財政課長 補正に関しては、制度改正等、やむを得ない場合の編成を考えており、今回の剰余金は、一旦財政調整基金に積ませていただき、今後

委員 オリジナル返礼品の選定は市が決めるのか。

財政課長 庁内で検討するのはもちろんのこと、さまざまな市内の団体やノウハウを持っていく方にアドバイスをいただきながら、魅力ある返礼品を考えていきたい。

委員 町田市民でありながら町田市にふるさと納税をする場合、やはり還付金等でメリットがあるということも強くアピールした方がいいと思うがどうか。

財政課長 市外の方だけでなく、市民からも寄附を募ることも含め、できる限りわかりやすく広報していきたい。

健康福祉

9月8日に議案1件、9日に議案5件、請願1件の審査を行いました。

障がい者サービス給付事業費

委員 障がい者相談支援事業について目的を教えていただきたい。

障がい福祉課長 現在、市役所のみで行っている相談支援、窓口業務につきまして、市民の身近な地域で受けられるようにするために市内の5カ所にするということです。

委員 委託までのスケジュールはどう検討しているのか。障がい福祉課長 今回のプロポーザルの日程ですが、案件の公表については10月8日を予定しています。その後、まずはプロポーザルに参加するかしないかの話を10月中旬までにいただき、最終的な提出書類は約1カ月後の11月10日に提出いただくことになり

委員 実績に基づいて歳入歳出それぞれ補正が行われているが、仕組みについて教えていただきたい。

生活保護課長 平成26年7月1日で生活保護法の改正が行われ、それに伴い生活保護費の国庫負担金、計上と精算方法も変わりました。改正前は一括して全部上げていたが、改正後は生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費、それぞれについて分割して計上、精算に変わりました。それを受けまして26年度の各扶助費ごとに精算したところ、生活扶助費と介護扶助費は追加、医療扶助費に関しては許可分がありましたので返還という形で補正を組みました。

委員 第79号議案と一括審議ではためなのか。

都市整備担当部長 まず区域を決めないと、中身の話に入れないということ、方式を決めないと、町名を決めるか確定できないので、その案も出せないことになりました。一括ではなくて事前にこれを決めた上で、その次のステップに進みたいと考えています。